公益財団法人全日本柔道連盟　倫理・懲戒規程

（目的等）

第１条　　本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）が担う柔道の普及・振興と国民の心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、柔道における暴力行為その他の不適切な行為の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

２．本連盟および第２条に掲げる者は、法令および本連盟諸規程を遵守しなければならない。

（適用範囲等）

第２条　　本規程の適用範囲は、以下のとおりとする。

(1) 本連盟の理事、監事、専門委員会委員、特別委員会委員、経営管理委員会委員、特別顧問（以下「本連盟の役員等」という）

(2) 加盟団体の会長、副会長、および当該役職に準ずる者（以下「加盟団体の会長等」という）

(3) 本連盟の登録者（以下「登録者」という）

（違反行為）

第３条　　第２条に規定された者による以下の行為を違反行為とする。

(1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメントを行うこと(暴力・暴言・いじめ・パワーハラスメント)

(2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクシュアルハラスメント)

(3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)

(4) 本連盟のアンチ・ドーピング規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること(ドーピング・薬物)

(5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)

(6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること(不適切経理)

(7) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
(8) 法令や本連盟の競技者規程その他の規程、処分等に違反すること(法令・規程違反)
(9) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、妊娠・出産・育児等に関連したハラスメントを行うこと（マタニティハラスメント)
(10) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、性的指向・性自認等に関連したハラスメントを行うこと（SOGI ハラスメント)
(11) 競技者、指導を受ける者その他の者の名誉を棄損し、またはプライバシーを侵害すること（名誉棄損、プライバシー侵害)
(12) その他柔道の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する行為(品位を汚す行為)

２．本連盟役員等および加盟団体の会長等が職務上知り得た情報のうち、本連盟が公表を認めていない情報を漏洩することは違反行為とする。(守秘義務違反)

（違反行為に対する処分の種類)

第４条　違反行為を行った者は、その内容および情状に応じて次の区分により懲戒処分を受ける。本連盟の役員等および加盟団体の会長等が登録会員である場合には、当該役職者としての処分と登録会員としての処分を併せて実施することができる。

(1) 本連盟の役員等
① 注意　　口頭による注意を行う
② 譴責　　文書による注意を行う
③ 停職　　一定期間職務を停止する
④ 解任　　定款または規程等の手続きに則り解任する

(2) 加盟団体の会長等
本連盟が加盟団体の会長等を対象者として調査を行った場合、会長は、懲戒委員会の答申を受けて、加盟団体に対して（1）に準ずる処分をするように求めることができる。ただし、会長は、事案に応じて適当と判断した場合、自ら注意・譴責処分を行うことができる。

(3) 登録者
① 注意　　口頭による注意を行う
② 譴責　　文書による注意を行う
③ 登録停止　期間を定めての登録者としての資格を停止する
併せて、
・指導者に対しては期間を定めての指導活動の禁止
・競技者、団体会員に対しては期間を定めての公式試合への参加禁止

をすることができる。

④ 除名　　本連盟の登録者としての資格を剥奪する

２．違反行為を行った者の違反行為を教唆、幇助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。

３．処分の実施に併せて、以下の処分等を行うことを妨げない。

（１）本連盟の実施する指導者資格、学校顧問特例資格、審判員資格の停止等の処分

（２）加盟団体による役職の解任、指導者資格の停止等の処分。ただし、登録会員が第 1 項(3)に掲げる処分を受けた場合には、加盟団体による同一事案に対する処分は重ねては課されないこととする。

（３）日本代表選手団又はその候補者としての資格の剥奪、本連盟もしくは本連盟からの推薦による他団体からの交付金、助成金及び補助金の全部又は一部の交付を受ける資格の剥奪、又は本連盟における公的資格の剥奪

４．処分の基準は、別表１（本連盟の役員等、加盟団体の会長等）および別表２（登録者の処分）のとおりとする。

（内部通報窓口）

第５条　本連盟は、違反行為の通報相談を受け付けるため、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口に関しては別に定める。

（事案への対応）

第６条　会長は、違反行為が疑われる事案(以下「疑われる事案」という)を把握し、事実調査が必要と判断した場合、次項以下に定める基準により、対応すべき団体を決定のうえ、事実の調査および処分を行うものとする。

２．次の事案については、本連盟が対応すべき事案とする。

(1) 本連盟により選考された強化選手が関与する事案

(2) 本連盟の役員等が関与する事案

(3) 加盟団体の会長等が関与する事案

(4) 重傷害を与えるなど結果が重大な事案

(5) 事案が複雑であるなどの理由で法曹資格者が関与すべき事案

(6) 会長が本連盟で対応すべきと判断した事案

３．前項以外の事案で、加盟団体において対応することが適当と認められるものは、加盟団体に対応を委ねる。

４．本連盟または加盟団体が対応するよりもその他の機関・団体が対応する事が適当と認められるものは、その他の機関・団体に対応を依頼する。

（適切な対応）

第７条　　事案の対応に当たっては通報の経緯等に配慮した適切かつ迅速な対応をとるように努めるとともに、通報者と対象者の言い分が異なる場合には、双方の言い分を十分に聴取するなど、通報者に対して適切な事情聴取、情報提供等を行うように努める。

（本連盟が対応すべき事案の調査）

第８条　　会長は、本連盟で対応すべき事案について調査が必要と認めた場合は、調査チームを設置する。調査チームは３名以上とし、コンプライアンス委員が最低１名は加わるものとする。ただし、軽微な事案については事務局倫理推進室に調査を委ねることができる。

２．疑われる事案の事実調査を行う者は、特別の利害関係を有する者を除くものとする。

３．調査チームは、当該事案の調査を行い、事実認定の結果を会長およびコンプライアンス委員会へ報告する。

４．会長は報告を受けて処分が必要と認めた場合には懲戒委員会を開催する。

（懲戒委員会）

第９条　　懲戒委員会は３名以上５名以内で構成し、３名の常任委員と２名の非常任委員とし、会長が委嘱する。

２．常任委員の任期は委嘱の日から２年とし、再任を妨げない。非常任委員は、会長が事案の内容によって必要と認める場合に、その都度委嘱する。

３．懲戒委員会委員は、弁護士等の有識者を含む外部理事等、執行部から独立した中立な立場の者で構成する。

４．懲戒委員会委員は疑われる事案については特別の利害関係を有する者を除くものとする。

５．懲戒委員会委員は前条の調査チームとは兼務できない。

６．懲戒委員会の委員長は、常任委員の互選で選出し、その議長となる。

７．懲戒委員会は、会長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議を行い、処分案については多数決をもって決定することとする。処分案に対する採決の結果が同数の場合は、委員長が決定する。

８．懲戒委員会は、処分の対象となった者に対して弁明の機会を与えなければならない。

９．処分案は遅滞なく会長に答申するものとする。

１０．処分案は遅滞なくコンプライアンス委員会にも報告するものとする。

（処分）

第１０条　会長は、懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

(1) 本連盟の役員等に対する処分

(2) 加盟団体の会長等に対する処分

(3) 1 年を超える登録停止処分又は除名処分

（処分の公表）

第１１条　本連盟は、懲戒処分を行った場合は別に定める懲戒処分公表基準により対外公表をするものとする。

（不服申立て）

第１２条　本連盟から処分を受けた者は、本連盟不服申立委員会に対して不服の申し立てをすることができる。

２．前項にかかわらず、本連盟の決定のうち日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲に該当する事項については、同機構の「スポーツ仲裁規則」、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」および「特定 仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁またはスポーツ調停手続によって解決を図ることができる。

（業務の改善の求め）

第１３条　会長は、加盟団体に対して、必要と認める場合は、業務の改善を求めることができる。

（会長等による訓戒）

第１４条　会長は、必要と認める場合には、第 2 条に掲げる者に対して本規程の規定に依らず訓戒することができる。

２．専門委員会（特別委員会を含む）委員長および経営管理委員会委員長は、必要と認める場合には、所管する委員会の委員に対して本規程の規定に依らず訓戒することができる。

（改廃）

第１５条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表１　処分の基準（本連盟の役員等、加盟団体の会長等）

	解任	停職	譴責	注意
暴力・暴言・いじめ・パワーハラスメント	○	○	○	○
わいせつ・セクシュアルハラスメント	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	
反社会的勢力との関係	○	○	○	
規程、法令違反行為	○	○	○	○
マタニティハラスメント	○	○	○	○
SOGI ハラスメント	○	○	○	○
名誉棄損、プライバシー侵害	○	○	○	○
品位を害する行為	○	○	○	○
守秘義務違反	○	○	○	○

別表２　処分の基準（登録者）

	除名	登録停止	譴責	注意
暴力・暴言・いじめ・パワーハラスメント	○	○	○	○
わいせつ・セクシュアルハラスメント	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	
反社会的勢力との関係	○	○	○	
規程、法令違反行為	○	○	○	○
マタニティハラスメント	○	○	○	○
SOGI ハラスメント	○	○	○	○
名誉棄損、プライバシー侵害	○	○	○	○
品位を害する行為	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。

附則

１．この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

２．この規程の施行に伴い、従前の懲罰委員会規程、倫理規程は廃止する。

３．この規程は、令和元年 12 月 10 日から一部改正して施行する。

４．この規程は、令和 2 年 10 月 22 日から一部改正して施行する。

５．この規程は、令和 3 年 12 月 3 日から一部改正して施行する。

６．この規程は、2025（令和 7）年 12 月 12 日から一部改正して施行する。

７．この規程は、2026（令和 8）年 9 月 17 日から一部改正して施行する。